

〈共通論題〉

金融規制・監督の変化と企業金融

日本銀行 小野 有人

本報告では、金融危機後の国際的な金融規制・監督の見直しをめぐる動きや、日本における危機対応策について整理し、これらが企業金融に及ぼす影響について考察したい。

1. 国際的な金融規制・監督の見直し

現在、G20 や金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会などを中心に国際的な金融規制改革論議が進展している。提案されている内容は、自己資本比率規制の強化、新たな流動性規制の導入、プロシクリカリティの抑制、システム的に重要な金融機関に対する規制・監督の厳格化など多岐にわたるが、本報告では、「規制水準の強化 vs. 経済変動の平準化」、「マイクロ健全性規制 vs. マクロ健全性規制」という2つの座標軸から整理する。

2. 日本における危機対応策

企業金融面での短期的な危機対応策として、わが国では、緊急保証制度・景気対応緊急保証制度の創設やセーフティネット貸付・危機対応融資などの直接的な資金繰り支援策に加えて、貸出条件緩和と債権の例外規定の見直しや中小企業金融円滑化法の制定など、金融機関に対する規制・監督を通じた間接的な対応策がとられた。また、英米等でみられた金融機関の債務保証や公的資本注入等、金融機関の資金繰り・資本基盤を直接的に支援する施策が広範に発動されるには至らなかったが、金融機関の株式保有リスクが顕在化し、改めて対応を迫られることとなった。

3. 企業金融への影響

短期的な危機対応策の功罪について、①危機後の企業の資金繰り逼迫の原因に適切に対応したものであったか、②企業や金融機関のインセンティブを歪めるものとなっていないか、③90年代以降の日本の企業金融システムの見直しに向けた動きと整合的か、等の観点から考察する。

また、今後予想される国際的な金融規制・監督体制の見直しは、日本の金融機関のビジネスモデルやリスクテイク誘因、さらには企業の資金調達（アベイラビリティ、金利）にも影響を及ぼすと考えられる。本報告では、考えるいくつかのシナリオを提示し、議論に供することとしたい。